

議案第32号

つくばカピオ条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 2 月24日

つくば市長 市 原 健 一

つくばカピオ条例の一部を改正する条例

つくばカピオ条例（平成8年つくば市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次のとおり」を「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

つくばカピオ条例（平成8年条例第8号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （休館日） 第3条 カピオの休館日は、<u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u>とする。 2・3（略） （以下略）	第1条・第2条（略） （休館日） 第3条 カピオの休館日は、<u>次のとおり</u> ____とする。 <u>(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日</u> <u>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> 2・3（略） （以下略）